

## 源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を!

短期給付係  
(082)513-4957

今年1月末発行の源泉徴収票や、2月から始まった確定申告書の控えで収入額を確認しましょう。  
次の事例のような場合は、被扶養者の認定取消の手续をお願いします。

## 被扶養者の確定申告書の収入額確認

## 事例1

被扶養者である配偶者には事業収入があり、確定申告後、収支内訳書を確認したところ、経費に「広告宣伝費」が計上してあった。被扶養者の認定に際し、「広告宣伝費」は必要経費として控除できないため、収入額が130万円以上となっていた。

**共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なります。**

確定申告後、**収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が収入限度額<sup>\*</sup>以上となった場合**は、被扶養者の取消の手续を行ってください。

※ 収入限度額：年間130万円未満(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)

**【参考】** 必要経費として認められないものは、次のとおりです。

詳しくは福利厚生事務の手引 §7-005を御覧ください。

## 必要経費として認められないもの

公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割り引いたときの割引料、各種引当金・準備金 等



## 共同扶養者の収入額確認

## 事例2

夫婦で子を共同扶養し、組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ、配偶者の支払金額の方が多かった(組合員が育児休業等の期間中である場合を除く)。

共同扶養者がいる場合、**原則として、年間収入の多い人の被扶養者になります。**

源泉徴収票や確定申告書の控えを確認し、収入額が逆転していたら、速やかに扶養替えの手续を行ってください。また、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは、組合員の収入の方が多く場合でも扶養替えになります。

**【共同扶養者の例】** ・被扶養者が「子」の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者  
・被扶養者が「母」の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟姉妹など

組合員より配偶者の収入が多い場合でも、双方の年間収入が同程度<sup>\*</sup>であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。

※ (収入の差額) ÷ (年間収入が多い方の収入額) ≤ 1割



## 収入の種類別の事実発生日(認定取消日)

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書の控え	確定申告をした日
給与収入+その他の収入		

確定申告をした日が確認できない場合は、確定申告期間の初日